

番号	1
項目	(1) 2024（令和6）年8月の横山市長の本件に関する声明において「今なお差別に苦しんでおられる当事者の方々を傷つけるもの」との文言、また25年4月24日申し入れに対する6月13日付回答の項目1での「長年にわたり差別に苦しんでこられた当事者の思い」との文言の「当事者」とは誰を指すのか？ また、「当事者」は「差別に苦しんでいる」だけでなく「差別をなくすために活動する」人たちであることを認めるか？ (2) 今回申し入れを行っている私たち（部落解放同盟全国連合会）はその「当事者」と認めるか？ (3) 「当事者」であるなら、この差別発言の詳細について知る権利があると認めるか？ また、知るだけではなく、「当事者」として部落差別をただす権利と責務がある。それを認めるか？ (4) 「当事者」である私たちが、「差別を助長し、拡散する」と考えているか？
(回答) (1) 当該差別発言事象については、本市ホームページでのメッセージをはじめ、様々な機会を捉え、今なお差別に苦しんでおられる当事者の方々を傷つけるもの、また、長年にわたり部落差別の解消に力を尽くしてこられた方々のご苦勞・ご努力をないがしろにするものであるとして、市長からお詫びを申し上げてまいりました。 「当事者」という表現は、特定の個人又は団体を指すものではありません。本行為が、部落差別により辛い思いをされた方々や今なお苦しんでおられる方々を傷つけるものであり、断じて許されるものでないことを市長からお詫びしたものです。 (2) 本件における「当事者」は、特定の個人又は団体を指すものではなく、部落差別により辛い思いをされた方々や、解消に向けて取り組まれてきた方々を念頭に置いた表現です。本市が貴団体を含む特定の主体について「当事者」に該当するか否かを認定するものではありません。 (3) 情報の開示可否は、情報公開制度に基づき、「当事者」の認定とは関係なく判断されるものです。 (4) 本市といたしましては、差別の拡散・助長につながる恐れがあるため、差別発言の詳細について公表（「貴団体に明らかにすること」を含みます。）は差し控えさせていただく必要があります。これは、本市が「当事者」や貴団体を「差別を助長し、拡散する」と評価したものではなく、本市の情報公開制度上、差別発言の詳細については「公共安全・秩序維持情報（公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報）」に該当するためです。	
担当	市民局 人権啓発・相談センター 電話：06-6532-7631 大阪港湾局 総務部 総務課（人事・港湾再編） 電話：06-6615-7702

番号	2
項目	申し入れー2で「差別発言の詳細を私たちに明らかにすること」を求めたが、その回答では「差別の拡散・助長につながる」として、「公表をさしひかえさせていただく」とした。 詳細を「私たち(部落解放同盟全国連合会)に明らかにするよう」求めたのに対して「公表を差し控える」との回答は、私たち(部落解放同盟全国連合会)申し入れを(意図的にか)捻じ曲げるものである。 私たち(部落解放同盟全国連合会)へ詳細を明らかにすることは、どうして「差別の拡散・助長につながる」のか?
(回答) 本市の情報公開制度上、差別発言の詳細については「公共の安全・秩序維持情報(公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報)」に該当します。このため、差別発言の詳細について公表(「貴団体に明らかにすること」を含みます。)は差し控えさせていただく必要があります。 一方で、今回の職員による差別発言は到底看過できない極めて酷い内容であったため、市民への説明責任を果たす必要があるとの考えから、差別の拡散に留意しつつ、可能な範囲で事案の概要等について公表しております。つきましては、具体的な発言について、本市ホームページに公表している資料から、次のとおり、改めてご案内いたします。 ○「本市職員による差別事象を受けての所属長マネジメントによる確認結果について」 より抜粋 「令和6年3月18日以降、延べ3日にわたり、出張中の公用車内において、大阪港湾局の職員Aが職員Bとの会話の中で、同僚職員数名を指して、えたなどの部落差別を意図する賤称語を数十回以上にわたり執拗に繰り返しつつ誹謗中傷しました。 上司にあたる職員Bも、それらを指導する立場でありながら、さらに助長する部落差別発言を行っていました。 部落差別を意図する具体的な発言は、子どもが結婚するときはシビアになる、生まれ変わっても血は変わらない、皮をなめして暮らしている、部落地名総鑑で調べる、という趣旨の内容であり、長年にわたり差別に苦しんでこられた当事者の思いを一顧だにせず、人間の尊厳を著しく傷つける行為として、到底看過できない、極めて酷い内容でした。 ・上記資料の公表先(ホームページのURL) https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000004/4594/20240701kakuninkekkakouhyou.pdf	
担当	大阪港湾局 総務部 総務課(人事・港湾再編) 電話:06-6615-7702 大阪港湾局 施設管理部 設備課(電気) 電話:06-6568-9023

番 号	3
項 目	(1) 申し入れ－2において私たちは差別発言の当該港湾局職員2名に謝罪を求めたが、回答は「本人が謝っているので許してください」という程度のものでしかない。 この差別発言への謝罪は、第3者の言葉を通じて済まされるものなのか？ 本人の直接の謝罪を求めるが、どうか。 (2) 回答によると本人らは「差別されてきた方を傷つけ、悲しませた」「辛い思いをさせた」ことを反省しているという。 では、「当事者」である私たちの差別に対する怒りにどう向き合ったというのだろうか。 当該職員が執拗に何十回も「エタ」など 賤称語を繰り返したのはいかなる心情の発現だったのか。差別を自らの不満のはけ口にする自身の醜い姿をどう考えたのか。 当該の2人の職員は「かわいそうな人たちを傷つけたから、悲しませたから、つらい思いをさせたから」反省しているというなら、差別を自分の問題としてとらえることができず、真の謝罪にはなっていない。 差別は自らの人権をも否定する行為であることに気づかせることによってこそ真の謝罪となるのではないか。 そのためにこそ当該2職員との面談が必要だと申し入れているのだ。 到底回答のような反省では不十分である。2 当該職員との面談を再度申し入れる。 (3) 面談を申し入れたことに対して「個人情報保護の観点等から控えさせていただく」との回答である。 個人情報とは何を指すのか？差しさわりがあるのなら何が差し障るのか？どうすれば面談が可能なのか示していただきたい。
	(回答) 前回、「当該職員本人からの直接の謝罪」をご要望いただいた件について、本市が「個人情報保護等の観点から控えさせていただきます」と回答した理由を、補足してご説明いたします。 まず、謝罪の場を本市が設定し、当該職員本人を出席させることは、氏名を明示しない場合であっても、顔等の身体的特徴、声などの情報が伝わることにより、当該職員が特定され得る状況を生じさせます。また、面談のやり取りの中で、個人の思想等を含む個人情報が共有されるおそれもあります。このため、個人情報保護の観点から面談は控えさせていただく必要がございます。 また、当該職員本人による謝罪の場を、本市が「謝罪」を目的として公的に設定することは、行政が個人に対し特定の意思表示（謝罪）を求める手続となり得て、事実確認や服務規律上の指導・懲戒処分等、行政として行うべき対応の枠を超えるものと考えております。 本市といたしましては、既に整理した事実関係を踏まえ、ホームページに公表したとおり、市長が市を代表してお詫びを申し上げたところであり、引き続き、指導・研修等の再発防止措置を確実に進めてまいります。
担 当	大阪港湾局 総務部 総務課（人事・港湾再編） 電話：06-6615-7702 大阪港湾局 施設管理部 設備課（電気） 電話：06-6568-9023